

第 1 問 答案用紙

(企 業 法)

問題 1	<p>甲会社は株券発行会社であり、本件株式譲渡についてA B間には株券の交付を伴う株式譲渡の合意がある (128条 1 項本文)。しかし、本件株式譲渡については必要な取締役会の承認 (139条 1 項) を得ていない。そこで、取締役会の承認を得ていない本件株式譲渡の効力について明文規定がないことから問題となる。</p> <p>(1) 甲会社に対する関係では無効と解する。会社にとって好ましくない者の経営参加を防止するという譲渡制限の趣旨を達成するためである。</p> <p>(2) AとBの関係では有効と解する。甲会社との関係で無効と解すれば譲渡制限の趣旨は達成できるとし、137条 1 項は「取得した」という文言を使用しているからである。</p>
問題 2	<p>1 決議の取消しの訴えが認容されるには、①株主総会決議の日から「3か月以内」に②「株主等」が提起した訴えに③取消原因があるという要件を充たす必要がある (831条 1 項、828条 2 項 1 号) ので、Cは①~③の要件を充たすと主張すべきである。</p> <p>2 本件では①は充たしている。②については、Cは、Aに対する瑕疵を理由として訴えを提起しているため、自己ではなく他の株主への瑕疵を理由とする場合でも「株主」として訴えを提起できるかが問題となる。</p> <p>肯定すべきである。決議取消しの訴えは適正な株主総会の運営を求めるものであり、そのような利益はすべての株主に保障されるべきだからである。</p> <p>3 ③の取消原因はどうか。すなわち、Cは、本件決議においてAの議決権行使が認められなかったことが「決議の方法」が「法令に違反」している(831条 1 項 1 号)という主張をすべきであるが、認められるか。甲会社がAの議決権行使を認めなかったのはAが本件決議につき特別利害関係を有する「譲渡等承認請求者」 (140条 3 項) に該当することを理由とする。そこで、Aが「譲渡等承認請求者」かが問題となる。</p> <p>「譲渡等承認請求者」とは譲渡等承認請求をした者をいい (139条 2 項)、Bは適法に譲渡等承認請求をしているから、本件の「譲渡等承認請求者」はBであり、Aは「譲渡等承認請求者」ではない。そうだとすると、甲会社がAの議決権行使を認めなかったことは、「決議の方法」が139条 2 項の「法令に違反」しており、取消原因がある。また、Aが「特別利害関係株主」 (831条 1 項 3 号) に該当するとしても、Aの議決権行使により著しく不当な決議がなされない限り取消原因とはならない。裁量棄却 (831条 2 項) は認められない。発行済株式総数の40%も保有するAの議決権行使を認めなかったことは「その違反する事実が重大でなく」とはいえないからである。</p> <p>以上より、Cの主張は認められる。</p>

第2問 答案用紙 (企業法)

問題1	<p>1 本問では取締役Bに対する本件取締役会決議の招集通知が漏れており招集手続が368条1項に違反している。そこで、瑕疵ある取締役会の決議の効力が問題となる。</p> <p>2 瑕疵ある取締役会の決議の効力については明文規定がないから、私法の一般原則により、原則として無効と解する。ただし、それでは決議の法的安定性を害する場合がある。そこで、招集通知が漏れた取締役が取締役会に出席してもなお決議の結果に影響を及ぼさない特段の事情がある場合には、例外的に有効になると解する。</p> <p>3 本問では、本件株式譲渡が出席取締役であるCとDの一致により承認されており、FがCとDの意思が強固で意見の変更はあり得ず、Bが出席していても決議は成立し決議の結果には影響を及ぼさないと考えたというのであるから、決議の結果に影響を及ぼさない特段の事情があるともいえる。しかし、乙会社及びその企業集団の経営方針を実質的に決定しているのはBであり、しかも、Bは乙会社の唯一の株主であるAの配偶者でもあるから、出席したBの発言が本件取締役会の決議に与える影響は著しく重大であり、決議の結果に影響を及ぼさない特段の事情があるとはいえない。</p> <p>以上より、本件取締役会の決議は無効である。</p>
問題2	<p>1 本件株式譲渡は「重要な財産の処分」に該当するので、取締役会の決議が必要となる(362条4項1号)。しかし、本件取締役会決議は無効である。そこで、取締役会決議を欠く重要な財産の処分の効力については明文規定がないことから問題となる。</p> <p>2 原則として有効と解すべきである。代表取締役は会社の業務に関して包括的代表権を有しており取締役会決議を欠くということは内部的意思決定を欠いているにすぎないし、取引の安全を図るべきだからである。</p> <p>しかし、取引の相手方が取締役会決議を欠くことを知っていたか知ることができた場合には取引の安全を図る必要はない。</p> <p>そこで、相手方が取締役会決議を欠くことについて悪意又は過失がある場合は民法93条1項ただし書を类推適用して無効と解する。取締役会決議を欠く代表取締役の行為は、取締役会決議による意思と代表取締役による表示は一致しておらず、心裡留保と類似するからである。</p> <p>3 Fは、C及びDからBを丙会社の経営から排除したい旨という話を聞いていたというのだからBが取締役会に出席していない理由を確認すべきであり、それを確認していれば、取締役会決議を欠いていることを知ることができたといえ、それにもかかわらず、Fは、その確認を怠っているので、Fには過失があるといえる。</p> <p>以上から、乙会社は、本件株式譲渡の無効を主張することができる。</p>